

令和5年

2月須高行政事務組合議会定例会  
会 議 録

令和5年2月20日 開会

令和5年2月20日 閉会

(1日間)

須高行政事務組合

# 令和5年2月須高行政事務組合議会定例会

## 目 次

招集告示	1
会議録 2月20日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員及び欠席議員	4
説明のために出席した者	4
職務のために出席した者	5
組合長招集挨拶	5
諸報告	7
仮議席の指定	8
議長の選挙	8
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
議案第1号（提案理由説明、質疑、討論、採決）	10
議案第2号から議案第11号まで（提案理由説明、質疑、討論、採決）	11
議案第12号（提案理由説明、質疑、討論、採決）	14
議案第13号（提案理由説明、質疑、討論、採決）	15
議会第1号（提案理由説明、質疑、討論、採決）	21
組合長閉会挨拶	22

須高行政事務組合告示第1号

令和5年2月須高行政事務組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月10日

須高行政事務組合長 三木正夫

記

- 1 期日 令和5年2月20日(月) 午前10時
- 2 場所 須坂市消防本部3階大会議室



令和5年2月須高行政事務組合議会定例会会議録

2月20日（月曜日）

---

議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第7 議案第2号 須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について
- 第8 議案第3号 須高行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例の制定について
- 第9 議案第4号 須高行政事務組合職員等の旅費支給条例の制定について
- 第10 議案第5号 須高行政事務組合職員の降給に関する条例の制定について
- 第11 議案第6号 須高行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第12 議案第7号 須高行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第13 議案第8号 須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第14 議案第9号 須高行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 須高行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 第16 議案第11号 須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例について
- 第17 議案第12号 2022年度須高行政事務組合一般会計補正予算第2号
- 第18 議案第13号 2023年度須高行政事務組合一般会計予算
- 第19 議会第1号 須高行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- (1) 諸報告
- (1) 仮議席の指定

- (1) 議長の選挙
- (1) 議席の指定
- (1) 会議録署名議員の指名
- (1) 会期の決定
- (1) 議案第1号
- (1) 議案第2号から議案第11号まで
- (1) 議案第12号
- (1) 議案第13号
- (1) 議会第1号

---

出席議員（12名）

1 番	山 崎 永 一	2 番	荒 井 敏
3 番	岡 田 宗 之	4 番	水 越 正 和
5 番	竹 内 勉	6 番	霜 田 剛
7 番	小 泉 一 真	8 番	加 藤 英 夫
9 番	中 村 雅 代	10 番	小 林 一 広
11 番	高 井 央 葉	12 番	西 原 澄 夫

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

組 合 長	三 木 正 夫	副 組 合 長	桜 井 昌 季
副 組 合 長	内 山 信 行	副 組 合 長	中 澤 正 直
理 事	新 井 隆 司	理 事	藤 沢 敏 和
会 計 管 理 者	藤 澤 隆	須 坂 市 担 当 課 長	荒 井 一 樹
長 野 市 担 当 課 長	清 水 広 一	小 布 施 町 担 当 課 長	須 山 和 幸
高 山 村 担 当 課 長	西 原 一 美	長 野 市 担 当 課 長 補 佐	西 澤 利
事 務 局 長	山 本 大 八		

---

職務のため出席した者

技 査 北 澤 勝 主 事 三ツ井 優 来  
事 務 員 中 村 美和子

---

午前10時7分 開会

◎事務局長（山本大八）

初めに、御承知のとおり須坂市議会議員に異動があり、組合議会議長を選挙するまでの間、議長が空席となっております。地方自治法第106条の規定に、議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うとありますので、小林一広副議長にその職務をお願いしたいと思います。小林副議長、議長席へ御移動いただき、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○副議長（小林一広）

おはようございます。

ただいま御紹介いただきました副議長の小林一広でございます。地方自治法第106条第1項の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年2月須高行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止対策の取組みとして原則マスク着用としておりますが、発言の際は、着用を自由といたします。

組合長から議会招集の挨拶があります。 ————— 三木組合長。

◎組合長（三木正夫）

おはようございます。

2月須高行政事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに2月組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、大変お忙しいところ御参集賜り、開会できますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃は組合運営のために御尽力を賜っておりますことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

須坂市議会から新たに選出されました議員各位におかれましては、去る2月5日に執行されました須坂市議会議員一般選挙におきまして、めでたく御当選の栄に浴されましたことに対しまして、心からお喜びを申し上げます。誠におめでとうございます。

さて、この際、組合の各事業の運営状況について御報告を申し上げさせていただきます。

初めに、し尿処理事業につきましては、施設の維持管理に必要な整備を実施し、順調に業務を行っております。

下水道の普及により、処理量は減少傾向にありますが、施設管理には万全を期して対応しております。

次に、火葬場事業につきましては、火葬炉設備等の維持に必要な整備を実施し、順調に業務を行っております。

その中で、2月1日から新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬についての運用を変更いたしました。1月6日付けで厚生労働省から周知されたガイドラインの改正に伴い、適切な感染対策が実施されている場合は、火葬時間帯を分けずに一般火葬と同様に執り行っております。今後も必要な感染対策を講じながら、御遺族のお気持ちに配慮すると同時に関係者の方の安全・安心にも配慮し、その社会的に重要な業務を継続的に実施してまいります。

続いて、休日緊急診療事業につきましては、須高医師会及び信州医療センターとの共同事業として、互いに協力しながら順調に業務を行っております。

新型コロナウイルス感染症については、2月10日に県の医療アラートが解除されました。しかし、インフルエンザについては1月5日付けで3年ぶりの流行期入りが発表され、コロナとインフルエンザが同時流行しています。医療従事者の方々の大変な御尽力に対しまして、改めて心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

また、総合プール事業につきましては、指定管理者とともに適切な施設管理及び環境整備に努めております。

今年度の営業終了後から施工していたトイレの全面洋式化工事が1月23日にしゅん工し、長年利用者から御要望いただいていたトイレの洋式化が完了いたしました。利用者の皆様により快適に施設を御利用いただけるよう、来年度の営業に向けて指定管理者と協力しながら準備を進めてまいります。

以上、各事業の運営状況の概要を申し上げます。今後とも適切な施設管理に努めてまいります。

今定例会に提案いたしました議案は、事件決議案1件、条例案10件、補正予算案1件及び当初予算案1件の計13件でございます。それぞれ議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、招

集の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

---

午前10時13分 開議

○副議長（小林一広）

これより本日の会議を開きます。

---

諸報告

○副議長（小林一広）

この際、日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、須高行政事務組合監査委員から、地方自治法第199条の規定により、令和4年度定期監査結果報告書の提出がありました。

また、組織市町村議会の議会構成の変更により、組合議会議員に変更がございました。ここで、新たに組合議会議員に選出された議員を紹介いたします。

須坂市議会から、山崎永一議員。

◆議員（山崎永一）

はい。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（小林一広）

荒井敏議員。

◆議員（荒井敏）

荒井です。よろしく願いします。

○副議長（小林一広）

岡田宗之議員。

◆議員（岡田宗之）

はい。よろしく願いします。

○副議長（小林一広）

水越正和議員。

◆議員（水越正和）

水越です。よろしく願いします。

○副議長（小林一広）

竹内勉議員。

◆議員（竹内勉）

はい。よろしく申し上げます。

○副議長（小林一広）

霜田剛議員。

◆議員（霜田剛）

はい。よろしくお願ひいたします。

○副議長（小林一広）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○副議長（小林一広）

これより議事に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に選出された議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### 日程第2 議長の選挙

○副議長（小林一広）

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林一広）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦といたします。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長による指名といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林一広）

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、副議長による指名といたします。

それでは、議長に2番荒井敏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました荒井敏議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小林一広）

御異議なしと認めます。よって、荒井敏議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました荒井敏議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました荒井敏議員の発言を許しますので、一言御挨拶をお願いいたします。——— 荒井議員。

◆2番議員（荒井敏）

須坂市議会の荒井敏です。議会を公平公正に運び、スムーズに会議が進行するよう努めたいと思います。それにつけても、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（小林一広）

ありがとうございました。

議長が選任されましたので、以上をもって私の職務は終わりました。御協力、誠にありがとうございました。

それでは、荒井敏議長、議長席にお着き願います。

(副議長、議長と交代)

---

### 日程第3 議席の指定

○議長（荒井敏）

日程第3 議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に選出された議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、

1番 山崎永一議員 2番 荒井敏

3番 岡田宗之議員 4番 水越正和議員

5番 竹内勉議員 6番 霜田剛議員

以上のとおり議席を指定いたします。

---

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（荒井敏）

日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番岡田宗之議員、7番小泉一真議員を指名いたします。

---

#### 日程第5 会期の決定

○議長（荒井敏）

日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、招集日の本日のみの1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日のみの1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第6 議案第1号

○議長（荒井敏）

日程第6 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。————— 中澤副組合長。

◎副組合長（中澤正直）

皆さん、おはようございます。

議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部変更について、関係団体の議会の議決を求められているものでございます。

変更内容は、令和5年3月31日付けで佐久平環境衛生組合が解散により脱退することと

ともに、令和5年4月1日付けで南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、規約の別表を改めるものでございます。

以上、事件決議案につきまして概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒井敏）

これより議案質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第2号 ～ 日程第16 議案第11号

○議長（荒井敏）

日程第7 議案第2号 須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の制定についてから日程第16 議案第11号 須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例についての条例案10件を一括議題といたします。

本10件について、提案理由の説明を求めます。——— 中澤副組合長。

◎副組合長（中澤正直）

議案第2号から議案第11号までの条例10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第2号 須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の制定についてから御説明申し上げます。

本条例案は、一般職及び特別職の職員の給与等をまとめて定めている現行の給与条例を廃止し、一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第3号 須高行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例の制定について申し上げます。

本条例案は、現行の給与条例の廃止に伴い、特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第4号 須高行政事務組合職員等の旅費支給条例の制定について申し上げます。

本条例案は、現行の給与条例の廃止に伴い、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第5号 須高行政事務組合職員の降給に関する条例の制定について申し上げます。

本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の降給に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第6号 須高行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について申し上げます。

本条例案は、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第7号 須高行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本条例案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の適正管理のため、法律で許容された事項に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第8号 須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について申し上げます。

本条例案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の設置、調査審議の手続き等に関し必要な事項を定めるもので、施行日は本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第9号 須高行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例案は、地方公務員法の改正等に伴い改正するもので、主に引用する条項を改めるものであります。施行日は本年4月1日から、また、一部につきましては公布の日からとするものであります。

次に、議案第10号 須高行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

本条例案は、再任用職員の廃止に伴い条例を廃止するもので、施行日は本年4月1日からとするものであります。

次に、議案第11号 須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例について申し上げます。

本条例案は、実効性が喪失している条例を廃止するもので、施行日は公布の日からとするものであります。

以上、条例10議案につきまして概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒井敏）

これより議案質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号から議案第11号までの10件を一括採決いたします。

本10件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の10件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 17 議案第 12 号

○議長（荒井敏）

日程第 17 議案第 12 号 2022 年度須高行政事務組合一般会計補正予算第 2 号を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 ————— 中澤副組合長。

◎副組合長（中澤正直）

議案第 12 号 2022 年度須高行政事務組合一般会計補正予算第 2 号について、その概要を説明申し上げます。

補正予算書の 2、3 ページを御覧いただきたいと思いますので、お願いいたします。

補正いたします総額は、353 万 1,000 円を追加するもので、予算累計額は 2 億 2,499 万 3,000 円となります。

歳入では、分担金及び負担金 176 万 5,000 円、使用料及び手数料 174 万 4,000 円、諸収入 2 万 2,000 円を増額いたしました。使用料及び手数料につきましては、火葬件数の増加に伴う火葬場使用料の増額でございます。

歳出では、火葬件数の増加に伴う燃料費の増額及び電気料の値上げによる光熱水費の増額のほか、各科目にわたり、今後の所要額を精査の上、その過不足分を計上いたしました。

詳細につきましては、4 ページからの事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

以上、補正いたします予算の概要を申し上げましたが、よろしく御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒井敏）

これより議案質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言者なし）

○議長（荒井敏）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒井敏）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 議案第 13 号

○議長（荒井敏）

日程第 18 議案第 13 号 2023 年度須高行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。——— 中澤副組合長。

◎副組合長（中澤正直）

議案第 13 号 2023 年度須高行政事務組合一般会計予算について、その概要を説明申し上げます。

予算書の 4、5 ページを御覧いただきたいと思いますので、お願いいたします。

予算総額は、前年度当初予算額対比 828 万円、3.7%増の 2 億 2,999 万 7,000 円を計上いたしました。

初めに、主な歳入予算について申し上げます。

分担金及び負担金は、歳出予算の増額に伴い、前年度当初予算額対比 889 万 6,000 円、4.6%増の 2 億 25 万 1,000 円としました。

使用料及び手数料は、し尿投入量の減少に伴う須高衛生センターの投入手数料の減を見込み、前年度当初予算額対比 62 万 9,000 円、2.2%減の 2,808 万 8,000 円を見込みました。

次に、主な歳出予算について申し上げます。

衛生費は、電気料の値上げ並びに松川苑及び須高衛生センターの修繕料の増などにより、前年度当初予算額対比 958 万 9,000 円、6.3%増の 1 億 6,203 万 5,000 円を計上いたしました。

教育費は、須高広域総合プール「サマーランド」のトイレ改修工事費用の計上がないため、前年度当初予算額対比 216 万 6,000 円、5.0%減の 4,081 万円を計上しました。

以上、2023 年度当初予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒井敏）

山本事務局長。

◎事務局長（山本大八）

それでは、議案第 13 号 2023 年度須高行政事務組合一般会計予算の詳細につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6、7 ページを御覧ください。歳入です。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金は、2 億 25 万 1,000 円を計上しました。歳出予算の増額に伴い、前年度予算より 889 万 6,000 円の増額です。市町村ごとの負担金額は、説明欄に記載のとおりでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は、2,050 万 2,000 円を計上いたしました。内訳を申し上げます。

目 1 衛生使用料は、前年度予算より 4,000 円減額し、1,349 万 6,000 円を計上いたしました。そのうち、火葬場使用料 1,348 万 4,000 円は、前年度同様、年間火葬件数 850 件を想定した金額としております。

目 2 教育使用料は、前年度予算と同額の 700 万 6,000 円を計上いたしました。そのうち、総合プール使用料 700 万円は、開場期間を 39 日間とし、入場者数 3 万人を想定した金額でございます。

項 2 手数料、目 1 衛生手数料は、し尿等の搬入量の減少を見込み、前年度予算より 62 万 5,000 円減額し、758 万 6,000 円を計上いたしました。

8、9 ページをお願いいたします。

款 3 繰越金は、例年どおり 150 万円を計上いたしました。

款 4 諸収入、項 1 雑入は、前年度予算より 1 万 3,000 円増額し、15 万 8,000 円を計上いたしました。内訳は説明欄に記載のとおりで、事務所賃貸料が主ですが、備蓄倉庫目的外使用負担金を増額いたしました。

10、11 ページをお願いいたします。歳出です。

款 1 議会費は、前年度予算より 2 万 5,000 円減額し、25 万 6,000 円を計上いたしました。内訳は記載のとおりで、議員報酬が主なものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、前年度予算より 89 万 3,000 円増額し、2,536 万 9,000 円を計上いたしました。予算増額の要因は、人事院勧告に伴う給与改定や職員の昇給等による人件費の増です。内訳は、節 1 報酬から節 26 公課費まで記載のとおりで、人件費が主なものです。また、各科目の詳細は、説明欄のとおりでございます。

12、13 ページをお開きください。

節 12 委託料のうち、給与システム改修業務委託料 3 万 9,000 円が新規計上です。これは、地方公務員法改正による定年の引上げ等に伴い、給与システムの改修を委託するものです。

款 2 総務費、項 2 監査委員費は、監査委員報酬 2 万 7,000 円を計上いたしました。

14、15 ページをお願いいたします。

款 3 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 火葬場費は、前年度予算より 332 万 8,000 円増額し、3,712 万 3,000 円を計上いたしました。予算増額の要因は、電気料の価格高騰に伴う光熱水費の増及び工事計画に基づく松川苑の修繕の増です。内訳は、節 10 需用費から節 18 負担金補助及び交付金まで記載のとおりで、需用費と委託料が主なものとなっております。各科目の詳細は、説明欄に記載のとおりです。

節 10 需用費のうち、光熱水費は前年度より 202 万 8,000 円の増額、修繕料は 110 万円の増額です。

節 12 委託料は、前年度同様の予算計上です。

節 14 工事請負費は、前年度同様、松川苑待合室の照明器具を LED に改修する工事を計上いたしました。

款 3 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 診療事業費は、ほぼ例年どおりの予算計上であり、須高休日緊急診療事業負担金が主なものとなっております。

16、17 ページをお開きください。

款 3 衛生費、項 2 清掃費、目 1 し尿処理費は、前年度予算より 631 万 1,000 円増額し、1 億 1,776 万 2,000 円を計上いたしました。予算増額の要因は、火葬場費同様、電気料の価格高騰に伴う光熱水費の増及び工事計画に基づく衛生センターの修繕の増です。内訳は、節 10 需用費から節 26 公課費まで記載のとおりで、需用費と委託料が主なものでございます。それぞれの科目の詳細は、説明欄に記載のとおりです。

節 10 需用費のうち、光熱水費は前年度より 405 万 2,000 円の増額、修繕料は 340 万円の増額となっております。

節 12 委託料は、前年度同様の予算計上です。

18、19 ページをお願いいたします。

款 4 教育費、項 1 保健体育費、目 1 体育施設費は、前年度予算より 216 万 6,000 円減額し、4,081 万円を計上いたしました。予算減額の要因は、前年度実施したサマーランドのトイレ改修工事費用分の工事請負費の減です。内訳は、節 10 需用費から節 18 負担金補助及び交付金まで記載のとおりで、需用費と委託料が主なものです。各科目の詳細は、説明欄に記載の

とおりです。

節 10 需用費のうち、修繕料は前年度より 450 万円の増額です。

節 11 役務費のうち、手数料は競泳プールの再公認に係る手数料を計上しました。公認プールを維持するためには、5年に一度、日本水泳連盟による再公認の手続きが必要となります。

節 12 委託料は、スライダー点検調査業務委託料 107 万 8,000 円を新規計上しました。これは、今後のスライダー整備に向けてどの程度の改修工事が必要になるのかを調査するための業務委託でございます。

節 13 使用料及び賃借料のうち、今まで計上していた土地借上料はゼロです。2023 年度から第 4 駐車場の廃止を予定しており、駐車場用地の賃借料年間約 12 万円が不要になります。

節 14 工事請負費の計上はゼロで、前年度より 760 万円の減額です。

節 18 負担金補助及び交付金のうち、施設整備償還金負担金は衛生センター同様、施設整備の財源として須坂市が起債した緊急防災・減災事業債の償還金負担金です。2023 年度は利子分のみの償還になるということです。

款 5 予備費は、例年どおり 150 万円を計上しました。

20 ページから 27 ページまでは、給与費明細書です。人件費の詳細を記載してございます。

28 ページは、債務負担行為の調書です。債務負担行為は、サマーランドの指定管理に関するものです。

議案第 13 号 2023 年度須高行政事務組合一般会計予算の御説明は、以上でございます。

○議長（荒井敏）

これより議案質疑に入ります。質疑はありますか。

（5 番 竹内勉議員「議長」と呼ぶ）

○議長（荒井敏）

竹内勉議員。

◆ 5 番議員（竹内勉）

1 点だけですけども、18、19 ページの説明欄でいうと総合プール運営費の需用費の修繕料、前年度と比較して 450 万円増の施設の修繕ですが、具体的にはどのような修繕なのかについてお伺いします。

○議長（荒井敏）

山本事務局長。

◎事務局長（山本大八）

2023 年度の修繕の予定ですけれども、実施計画に載せてある事業が、競泳プールろ過材交換修繕、流水プール起流ポンプ点検修繕、幼児プールの滅菌装置の修繕、それと流水プール中ノ島床材の修繕、以上でございます。

○議長（荒井敏）

ほかにございませんか。

（7 番 小泉一真議員「議長」と呼ぶ）

○議長（荒井敏）

小泉一真議員。

◆7 番議員（小泉一真）

私からお尋ねするのは、8、9 ページの歳入、款 3 繰越金が例年 150 万円発生しているということですが、これは特段の事業が年度をまたがることに伴う繰越金ではなく、18、19 ページの歳出の款 5 予備費に充当する性質のものであると、先ほどの全員協議会で説明いただいたところでございます。

ここでお尋ねいたしますが、かかる予備費から支出した事例というのは過去 5 年間においてどのようなものがあつたのかについてお尋ねいたします。

○議長（荒井敏）

山本事務局長。

◎事務局長（山本大八）

お答えします。過去 5 年間においてこの予備費の支出はございません。以上です。

○議長（荒井敏）

小泉一真議員。

◆7 番議員（小泉一真）

先ほどの全員協議会では、組合の議会が年 2 回の開催なので機動的な支出が必要になるものに備えての予備費の計上であり、また、そのための繰越金を毎年発生させているということでしたが、やはり会計年度独立の原則というものがございしますので、このような繰越しを意図的に操作して行うということはやや問題があるのではないかと私は思いますので、このような繰越金の発生と予備費の充当については、来年度予算についてこれをやめろとは言いませんけれども、今後令和 6 年度以降の予算編成については見直しをかけていただきたいと思ひます。つまり、廃止若しくは繰越金以外の財源による予備費の構成としていただきたい

ということでございます。そのようにしたところで専決もできると思いますので、問題は無いと思うのですが、何か特段の不都合があるのでしょうか。念のため伺います。

○議長（荒井敏）

三木組合長。

◎組合長（三木正夫）

御質問にお答えいたします。これからまた検討したいと思いますが、私とすれば特段的には問題がないと思っておりますけども、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（荒井敏）

小泉一真議員。

◆7番議員（小泉一真）

法的には問題がないというお答えでしたけれども、やはり会計年度独立の原則は守らなければいけない原則でございます。その辺の観点からしっかり見直しをかけていただきたいと要望させていただきつつ、先ほどの協議会でも御質問、それから説明がございましたスライダ一点検調査業務委託料ですが、スライダーについては耐用年数が15年で、平成16年から既に耐用年数を過ぎているという説明があったところでございます。当面スライダー一点検調査業務委託をすることについては恐らく必須のことではございますけれども、耐用年数を過ぎているということですので、簡易な点検等は日常業務の中で行っている必要があるのではないか、目視による点検などで結構ですので。子供の安全がかかっている設備でございますので、日常の点検についてはどのようなお考えで実施しているのかについて伺いたいと思っております。

○議長（荒井敏）

山本事務局長。

◎事務局長（山本大八）

お答えいたします。毎年安全索道の点検業務が法的に行われておりまして、そちらの点検は随時行っているところでございます。以上です。

○議長（荒井敏）

小泉一真議員。

◆7番議員（小泉一真）

それでは事故のないよう、しっかり点検を行っていただきたいと要望させていただきます。以上です。

○議長（荒井敏）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（荒井敏）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒井敏）

挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議会第1号

○議長（荒井敏）

日程第19 議会第1号 須高行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。——— 小林議員。

◆10番議員（小林一広）

ただいま議題となりました議会第1号 須高行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律が直接適用されない議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める議会条例の制定を提案するものであります。

規定内容につきましては、須坂市議会の条例の例によるものとするもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、概要の説明を申し上げますが、何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒井敏）

これより議案質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒井敏）

御異議なしと認めます。よって、議会第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒井敏）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

この際、組合長から発言を求められておりますので、これを許します。

————— 三木組合長。

◎組合長（三木正夫）

2月須高行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案につきまして、いずれも原案どおり議決を賜り、ここに閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

組合が行っております各事業は、いずれも組織市町村の住民生活を支える重要な役割を担っているものであります。今後とも、各事業が確実に継続できるよう、適切な施設管理に努めてまいります。

寒さがまだ残る日々ではございますが、少しずつ春の訪れが近づいてまいります。議員各位におかれましては、ますます御健勝で一層御活躍されますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

○議長（荒井敏）

これもちまして、令和5年2月須高行政事務組合議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労様でございました。

午前10時53分 閉会

---

地方自治法 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和5年2月20日

須高行政事務組合議会議長 荒 井 敏

須高行政事務組合議会副議長 小 林 一 広

署 名 議 員 岡 田 宗 之

署 名 議 員 小 泉 一 真